

# 令和3年度埼玉県中小企業等外国出願支援事業〈国補助事業〉補助金 公募要項

## 1. 趣旨

この事業は、優れた技術等を有し、かつ、それらを外国において広く活用しようとする埼玉県内中小企業者等の特許等の外国出願を支援するために、公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下、「公社」という。）が予算の範囲内で補助金を交付し、国際競争力の向上及び経営基盤の強化、海外市場への新たな参入や事業展開を図るものです。

## 2. 適用

この補助金の交付に関しては、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）交付要綱（令和3年3月22日付け20210311特第1号。以下「交付要綱」という。）及び中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）実施要領（令和3年3月22日付け20210322特第2号。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この公募要項に定めるところによります。

公募要項及び実施要領に定めのない事項や、解釈上疑義が生じる場合については公社と関東経済産業局とが協議等の上決定するものとします。

## 3. 申請者資格（交付要綱第2条第3項及び実施要領第4条）

**埼玉県内に本社または事業所を有し、(1)(2)のいずれにも適合する中小企業者等であること**

(1) 以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者

- (ア) 中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定された要件に該当する企業
- (イ) (ア)で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営むもの）
- (ウ) 地域団体商標に係る外国出願については、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（NPO法人）

※以下の中小企業者（みなし大企業）は除く

- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業（特定ベンチャーキャピタルは除く）の所有に属している
- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上が複数の大企業（特定ベンチャーキャピタルは除く）の所有に属している
- ・役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている
- ・資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等
- ・間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等

- (2) 実施要領別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項のいずれにも該当しない者  
 <参考・中小企業支援法第2条に規定する中小企業者>

製造業、建設業、運輸業等 うちゴム製品製造業	資本金3億円以下又は従業員300人以下 資本金3億円以下又は従業員900人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下又は従業員50人以下
サービス業 うちソフトウェア業／情報処理サービス業 うち旅館業	資本金5千万円以下又は従業員100人以下 資本金3億円以下又は従業員300人以下 資本金5千万円以下又は従業員200人以下

#### 4. 対象となる出願（実施要領第4条）

以下の（1）（2）の要件を満たす外国出願です。

- (1) 既に日本国特許庁に行っている出願（国内出願）を基礎として、交付決定後から令和3年12月末日までに外国特許庁への出願または指定国への国内移行が完了する（ア）～（オ）のいずれかの外国出願
- (ア) パリ条約等に基づき優先権主張をして行う外国出願  
 （ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない）
- (イ) 国内出願を基礎とした特許協力条約に基づく国際出願（PCT出願）を利用して、各国への国内移行を行う出願
- (ウ) 日本を指定国に含むいわゆるダイレクトPCT出願であって各国への国内移行を行う出願
- (エ) ハーグ協定に基づく外国特許庁への国際意匠出願（ハーグ出願）
- (オ) マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願（マドプロ出願）
- (2) 外国出願の基礎とする国内出願と、予定している外国出願の出願人名義が、同一の申請者である出願

##### 【留意事項】

- ・日本国特許庁に出願していないものは、原則対象となりません（一部のハーグ出願を除く）。
- ・採択決定前に外国出願（国内移行）が完了している案件は助成対象外です。
- ・公社とジェットロ等における同一案件の併願（重複）申請はできません。なお、公社で不採択となった案件についてはジェットロの受付期間内に再応募することが可能です。

#### 5. 申請条件（実施要領第4条）

以下の（1）～（3）の条件を満たすことが必要です。

- (1) 外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（選任代理人）の協力を得られる、又は現地代理人に直接依頼／代理人に依頼せずに自ら出願する場合においては自らの責任で同等の書類を提出できること

- (2) 事業完了後5年間の状況調査（査定状況報告、フォローアップ調査、ヒアリング等）に積極的に協力すること
- (3) 審査請求が必要な国については各国特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行い、中間応答の必要が生じたものについて応答すること（やむを得ない理由により中間応答を断念する場合には事前に事情説明書を提出し、公社の承認を得る必要があります。）

6. 補助率・上限額、助成対象経費（実施要領第4条、第5条）

- (1) 補助率は助成対象経費の1/2以内です。
- (2) 上限額は以下のとおりです。

1企業に対する補助金の総額	300万円
1案件に対する補助金の総額	特許出願 150万円 実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願 （冒認対策を除く）60万円 冒認対策商標 30万円

【留意事項】

- ・複数の外国出願を補助対象とすることも可能です。  
 ※1案件の数え方  
 基礎出願Aを米国・欧州・中国の3か国に出願…1案件  
 基礎出願Bを米国に出願、基礎出願Cを中国に出願…2案件
- ・複数案件を申請する場合、案件ごとに申請書を作成する必要があります。
- ・他の事業者と共同で外国出願を行う場合には、申請者の持ち分比率に応じた額（申請者が負担した額の範囲内）を助成対象経費とします。
- ・上限額はジェトロ等他機関で実施する当事業の補助額との合算となります。
- ・当事業の補助金と各種補助制度等による補助金が重複することによって、補助金の合計金額が助成対象経費を上回ることはできません。

- (3) 交付決定後から令和3年12月末日までに発生し、実績報告書の提出期日\*までに支払いを行った以下の経費が助成対象経費となります。

外国特許庁への出願費用（庁費）	・外国特許庁への出願に要する経費 ・外国特許庁へ出願料と同時に支払う費用（審査請求料・優先権主張料・補正料・出願維持年金等）
国内代理人費用	・外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費 ・振込手数料・送金手数料 ・出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費（公証人証明書申請書費用、委任状作成費用等）
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費

※実績報告書の提出期日：事業完了後30日以内または令和3年1月末日のいずれか早い日まで  
事業完了とは、外国出願手続きを完了し、国内代理人への支払いを終えた、もしくは出願番号が付与された時点のことを指します。

#### 【留意事項】

以下のような経費は助成対象外となります。

- ・ 先行技術調査に係る費用
- ・ 本補助金の申請書作成に係る代理人費用
- ・ 交付決定日以前に発生した費用（交付決定前に行った代理人への依頼に基づく経費等）
- ・ 外国特許庁へ出願後、追加的に外国特許庁に支払った費用（後日行った審査請求に係る費用、出願に不備があった場合の補正費用等）
- ・ 仲介手数料、第三国への代理人へ支払った費用
- ・ 日本国特許庁への出願に要する経費（PCT出願に要する国際出願手数料、マドプロ出願に要する本国官庁手数料、優先権証明書の発行費用等）
- ・ PCT出願のうち、国際段階の手数料（国際出願手数料、調査手数料、送付手数料、予備審査手数料等）
- ・ 国内消費税、海外での付加価値税（VAT）等

※出願費用の減免などの制度が利用できる場合には、積極的に利用してください。

<参考：特許庁>

- ・ 国際出願に係る手数料の軽減措置の申請手続  
[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct\\_keigen\\_shinsei.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html)
- ・ 国際出願促進交付金の交付申請手続  
[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct\\_kofu\\_shinsei.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_kofu_shinsei.html)

## 7. 申請手続

申請に係る手続きは以下のとおりです。

### (1) 公募期間

令和3年5月6日（木）～6月18日（金）【必着】

### (2) 申請・問い合わせ先

公益財団法人埼玉県産業振興公社

新産業振興部 産学・知財支援グループ 高橋、関根 宛

〒338-0001

さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階

電話：048-621-7050

Eメール：[chizai@saitama-j.or.jp](mailto:chizai@saitama-j.or.jp)

### (3) 提出書類（様式）の入手方法

以下のAまたはBの方法で提出書類（様式）を入手してください。

A 公社 HP フォーム (<https://forms.gle/xohAkd5DTmXqpY3N7>) から申込

B 上記Eメールアドレスに次の事項を記入して送信

[折り返しメールにて営業日2日以内に申請書類一式(添付ファイル)をお送りします。]

メールの件名は「令和3年度外国出願補助金申請書類希望」をお願いします。

<メール本文の記入事項>

- ① 企業名    ② 担当者（部署名、氏名）    ③ 住所
- ④ 電話番号    ⑤ 外国出願の種類（特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）

### (4) 提出方法

公募期間内に、以下のA、B双方の処理を完了してください。

A. 公募期間内に（5）の提出書類を、郵送にて一式を（2）の連絡先まで提出してください。

#### 【留意事項】

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、持参による提出はご遠慮願います。
- ・提出書類は採択・不採択にかかわらず返却しません。
- ・（5）②添付書類については、用紙右上箇所に当該表記載の資料N○を付してご提出願います。  
（例：事業概要の表紙右上箇所に「②」と記載）  
各添付書類の表紙右上に鉛筆書き等で構いませんが、インデックス等ご使用いただいても問題ございません。
- ・複数枚となる各提出書類は左上1箇所にホチキス止めかクリップ止めでまとめた状態でご提出ください。

B.（5）提出書類の電子データを添付したEメールを（2）のアドレスに送信してください。

なお、②添付書類の表内、資料N○1及び3についてはご送信不要です。（郵送は必要）

※当方およそ5MBの容量まででしたら1度のEメールで受信可能でございます。

それ以上の容量になるのであれば、数回に分けて送信いただくか、Webサイト上のファイル転送サービスをご利用ください。

なお、いずれも場合も電子データにパスワードを設定いただくことをお勧めいたします。

### (5) 提出書類

#### ① 申請書

- ・様式第1-1（冒認対策商標の場合は様式第1-2）
- ・別紙「暴力団排除に関する誓約事項」
- ・様式第1-1の別紙 協力承諾書（冒認対策商標の場合は様式第1-2の別紙第1）<sup>(注1)</sup>
- ・様式第1-1の別添 役員等名簿（冒認対策商標の場合は様式第1-2の別添）

② 添付書類

資料 N o	添付書類	法人	個人 事業 者	事業協 同組合	商工会、 商工会議 所	N P O 法人
1	登記簿謄本（最新情報記載のもの）の写し	○			○	○
	住民票（マイナンバーの記載がないもの）の写し		○			
	定款			○		
2 <small>(注2)</small>	事業概要	○				
	事業者の概要		○			
	組合員名簿			○		
3 <small>(注3)</small>	役員等名簿（別添）	○	○	○	○	○
4 <small>(注4)</small>	直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書等）の写し	○		○	○	○
	直近2期分の確定申告書の控え等		○			
5 <small>(注5)</small>	外国特許庁への出願の基礎となる国内出願に係る出願書類	○	○	○	○	○
6 <small>(注6)</small>	外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等	○	○	○	○	○
7	外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）	○	○	○	○	○
8 <small>(注7)</small>	先行技術調査等の結果（特許登録済みの場合は登録証）	○	○	○	○	○
9	外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し	○	○	○	○	○
10	出願（予定）国における事業展開計画及び出願する技術・創作等を活かした製品等の参考資料又はこれらを含む事業計画書の写し（冒認対策商標以外の場合） 出願する商標を使用する製品等の参考資料（冒認対策商標の場合）	○	○	○	○	○

(注1) 国内代理人に依頼しない場合は、様式1-1の「15. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任弁理士）」欄に「選任弁理士に依頼する場合と同等の書類を自らの責任で補助事業者あてに提出できる」旨の記載（宣誓）をもって、別紙の提出は不要

(注2) 事業概要が明記されているパンフレット（会社案内等）で代用可能

(注3) 別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載

- (注4) 創業1年以上2年未満の場合：1期分の決算書に加え、預金残高証明（直近及び3か月前の2通）を併せて提出  
創業1年未満の場合：決算書に代えて、法人設立届出書／開業届、預金残高証明書（直近及び3か月前の2通）、事業計画書、収支計画書を提出
- (注5) 出願日・出願番号・出願内容が確認できる書類  
基礎出願が優先権主張を伴う場合には、優先権主張の基礎となる出願の出願書類
- (注6) ・国毎、項目毎（外国特許庁費用、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用）に分けて金額を明記  
・ 翻訳費用がある場合、翻訳受注者を明記し、費用の内訳も記載（Word数×単価）すること  
・ 現地代理人の事業所名及び所在国を明記
- (注7) 選考時に適正な評価を受けられる調査報告書を提出  
・ 調査結果に加え、調査種類（データベース名）、調査対象範囲（調査対象期間・検索式・抽出件数）、調査実施者（調査経験年数）等を明記  
・ PCT出願に関する国際調査報告書（ISR）がある場合には、ISRの提出による代用が可能  
・ 基礎がすでに特許査定となっている場合は特許査定通知等の写しによる代用が可能  
・ 調査結果により外国での登録が困難と判断される場合（PCT出願のISRで国際調査機関より「X」「Y」等の結果が出た場合等）は対応策について記載された書面、及びその対応策での登録可能性を説明する資料（追加の調査結果等）を添付  
・ 商標や意匠の場合、出願予定国に関する先行登録調査結果（国際機関や出願予定国等における無料データベースを用いた検索結果）を提出
- <参考：無料検索サイトの例>
- ・ J-PlatPat（特許情報プラットフォーム） <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>
  - ・ TMview（先行登録調査） <https://www.tmdn.org/tmview/welcome>
  - ・ ASEAN-TMview <http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>
  - ・ 世界知的所有権機関（WIPO） Global Brand Database <https://www.wipo.int/reference/en/branddb/>
  - ・ 米国特許商標庁（USPTO）の商標検索サイト <https://www.uspto.gov/trademarks-application-process/search-trademark-database>
  - ・ 中国国家工商行政管理総局商標局（SAIC）の中国商標網 <http://wcjs.sbj.cnipa.gov.cn/txnT01.do>

## 8. 選考

公社が設置する審査委員会にて選考します。

<選考基準>

- ①外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者等であること
- ②補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に当該権利を活用した事業展開を計画している又は商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等であること
- ③先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること
- ④産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画、権利取得後の権利維持や事業展開等に必要な経営基盤を有していること
- ⑤当該補助金の交付を今までに受けた中小企業等においては、実施要領第21条の規定による査定状況等の報告を公社が確認できること。

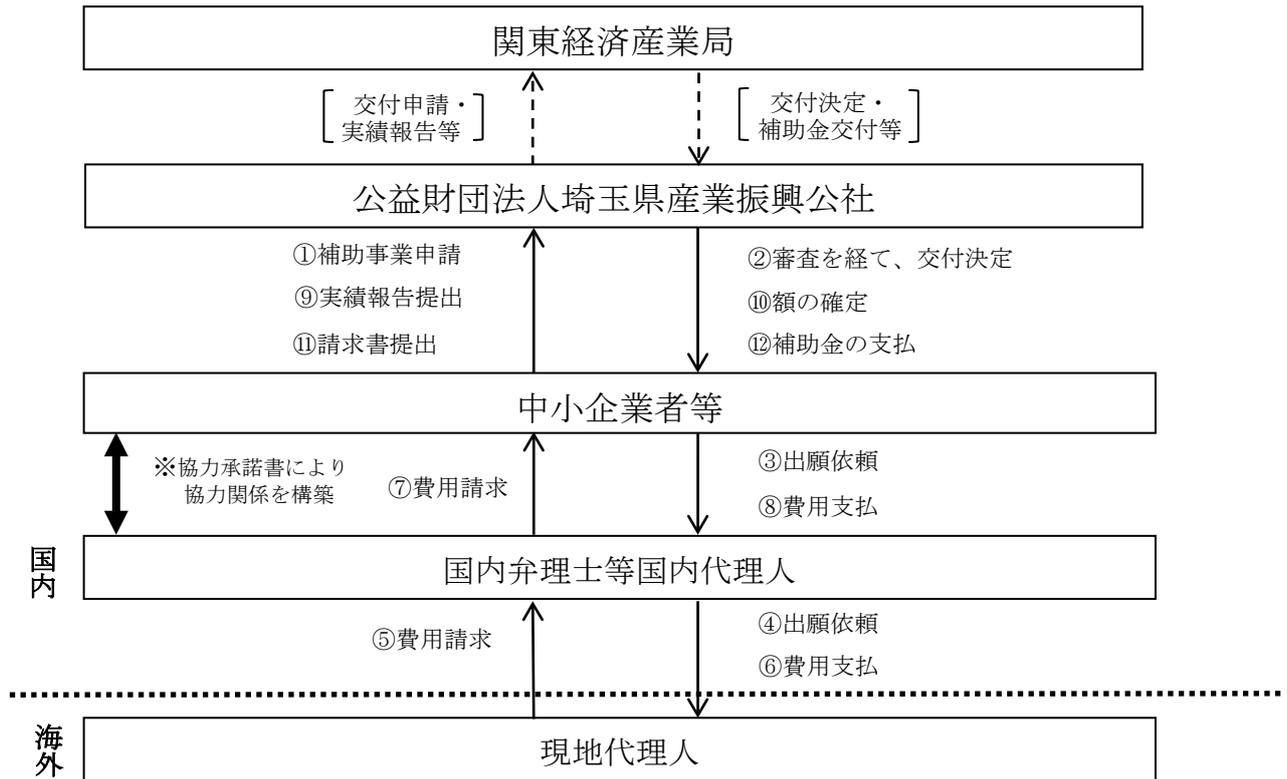
※なお、審査の経過や内容に関するお問い合わせには、一切応じられませんので、予めご了承ください。

## 9. 申請から支払いまで

<本補助事業の流れ（イメージ）>

（※国内弁理士等国内代理人に外国出願を依頼する場合には、国内代理人と中小企業者等との間で協力承諾書の提出をもって、協力関係を構築）

- ① 中小企業者等から公社へ申請（令和3年5月6日～6月18日まで）
- ② 審査会での審査を経て、採択された場合は、公社から中小企業者等へ交付決定の通知（令和3年7月下旬頃予定）
- ③ 中小企業者等から国内代理人へ外国出願を依頼
- ④ 国内代理人から現地代理人へ外国出願を依頼し、出願（令和3年12月末日まで）
- ⑤ 現地代理人から国内代理人へ出願費用を請求
- ⑥ 国内代理人から現地代理人へ出願費用を支払い
- ⑦ 国内代理人から中小企業者等へ出願費用を請求
- ⑧ 中小企業者等から国内代理人へ出願費用を支払い
- ⑨ 中小企業者等から公社へ実績報告書を提出（事業完了後30日以内または令和4年1月末日のいずれか早い日まで）
- ⑩ 実績報告書に基づき、公社が補助額・補助対象経費を確定し、中小企業者等に通知
- ⑪ 中小企業者等から公社に対し、確定額が記載された精算払請求書を提出
- ⑫ 公社から中小企業者等に対して補助金の支払い（令和4年3月末日まで）



## 10. 交付決定時・交付決定後の留意事項

### (1) 交付決定時（令和3年7月下旬予定）

- ・審査委員会での選考結果や予算上の都合等により、申請額から減額して交付決定する場合があります。
- ・助成対象経費及び補助金額は、千円未満の端数は切り捨て処理をして交付決定します。

### (2) 交付決定後（令和3年8月～）

- ・交付決定されたことを代理人へ必ず周知し、それ以降に外国出願手続きを進めてください。
- ・申請した事業内容の変更や中止、外国出願自体の取下げ・放棄等は、特段の事情がない限り認められません。やむを得ない事情により、変更が生じる場合（出願国の変更、出願内容の補正等）及び、万が一事業を中止・廃止、外国出願自体の取下げ・放棄等する場合には、あらかじめ様式第3による計画変更（等）承認申請書を提出し、公社の承認を得る必要があります。

### (3) 事業完了後

- ・実績報告書及び外国出願の詳細がわかる書類や経費の支出根拠となる書類等を提出していただきます。公社は提出された書類に基づき交付すべき補助金の額を確定し、中小企業者等に通知します。補助の対象外費用が含まれていた場合や経費の支出根拠となる書類等に不備が認められた場合、補助額の全額又は一部が対象外となります。そのため、交付決定した補助額について、全額を支払うことを保証するものではありません。
- ・事業完了後においても外国出願の放棄等（例えば、拒絶理由通知に対する中間応答の断念）は、特段の事情がない限り認められません。やむを得ない事情により、万が一事業を中止・廃止、外国出願自体の取下げ・放棄等する場合には、事前に事情説明書を提出し、公社の承認を得る必要があります。
- ・事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後から5年間保存していただきます。
- ・補助が行われた全ての外国特許庁への出願について、毎年3月末時点の状況を5月末日までに査定状況報告書（様式第9）を提出していただきます。これは全ての査定結果を受領するまで毎年提出していただきます。
- ・補助金の交付を受ける中小企業者等については、その名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額について公表させていただきます。